

A 様

NPO法人京都暮らし応援ネットワーク
代表理事 藤 喬

服務規律違反について

日頃は、「よりそいホットライン」の実務や相談業務に尽力いただきしております、感謝申し上げます。

さて、ご承知いただいているようにコーディネーターの H さんから A さんの行動に関してハラスメントの訴えが当法人に寄せられており、「ハラスメント委員会」を設置して検討を重ね、当面の措置として、H さんと A さんの勤務が重ならないよう 7 月からそれぞれに事前に勤務シフトをお渡しして従っていただくよう指示してきました。

しかし残念ながら、9 月 2 日(水)及び 9 月 3 日(木) H さんの勤務予定日に A さんが事務所に出勤して勤務されるという事態が発生しました。

当法人のハラスメント委員会は、こうした事態を重く受け止め、再発の防止を含めて、「服務規律違反」の可能性があると認識し、職員就業規則第 45 条の懲戒処分の検討を行っています。

については、今回の事態に至ったことについての「弁明」があれば、10 月 22 日(木)までに書面で申し出てください。

2020年10月 12日

敬具